

# I 調査の概要

## 1 調査目的

---

本調査は、函館市内の企業における従業員の賃金をはじめとする労働条件等の実態を把握するとともに、労働力の確保・定着を図るための基礎資料とすることを目的に実施した。

## 2 調査事項

---

### (1) 正規従業員

- ① 従業員数(男女, 年齢別)
- ② 労働時間・週休2日制(所定労働時間, 時間外労働時間, 週休2日制)
- ③ 賃金・手当(基本給, 基本給+諸手当, 初任給, 定期昇給・ベースアップ, 生活補助給・諸手当, 諸制度)
- ④ 高年齢者雇用安定法の取り組みについて
- ⑤ 労働力(新規学卒者・その他の採用状況, インターンシップの受け入れ, 現在の労働力と今後の採用, 正規雇用への転換)

(2) 契約社員・臨時従業員(従業員数, 雇用契約期間, 賃金, 仕事内容, 労働契約, 就業規則, 諸制度, 正規雇用への転換, 同一労働同一賃金への対応)

(3) パートタイム従業員(従業員数, 労働時間, 労働日数, 賃金, 仕事内容, 労働契約, 就業規則, 諸制度, 正規雇用への転換, 同一労働同一賃金への対応)

(4) 育児休業, 両立支援, 介護休業制度(育児休業, 介護休業, 仕事と子育ての両立支援制度)

(5) その他(障がい者の雇用, 働き方改革, 外国人の雇用, 雇用問題)

## 3 調査基準日

---

令和7年8月31日現在

## 4 調査産業

---

1. 農業・林業 2. 漁業 3. 鉱業・採石業・砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 情報通信業 8. 運輸業・郵便業 9. 卸売業・小売業 10. 金融業・保険業 11. 不動産業・物品賃貸業 12. 学術研究・専門・技術サービス業 13. 宿泊業・飲食サービス業 14. 生活関連サービス業・娯楽業 15. 教育・学習支援業 16. 医療・福祉 17. 複合サービス事業 18. サービス業(他に分類されないもの)の18分類

## 5 調査対象

---

市内に所在する従業員 10 人以上規模の全事業所(2,084 事業所)

市内に所在する従業員 10 人未満の事業所(1,000 事業所を抽出)

従業員 10 人未満の事業所については、10 人以上の事業所が全数調査であるのに対して、抽出での調査であり、調査結果は参考値として扱うこととする。

## 6 調査方法

---

調査対象事業所へ調査票を郵送し、返信用封筒およびメールにより回収した。

## 7 調査回答状況

---

### ○ 従業員 10 人以上事業所

当初、調査対象を 2,084 事業所とし、調査票を郵送したが、従業員が 10 人未満となっていた事業所や移転した事業所等があったため、これらを除外した 1,898 事業所を実質の調査対象とし、このうち 621 事業所から有効回答を得た。

回答状況は次表のとおりである。

抽出事業所数 (郵送件数) (A)	対象外事業所数 (B)	実質対象事業所数 (C) = (A) - (B)	有効回答事業所数 (D)	回答率 (D) ÷ (C) × 100
2,084	186	1,898	621	32.7

※ なお、本調査のパーセンテージの数値においては、算出時の四捨五入の端数処理により 100%とならないことがある。

## 《産業別・従業員数別回答状況》

単位:事業所, %

区 分	有効回答 事業所数	従業員数による規模別事業所数				従業員数による規模別構成比				
		10～29人	30～49人	50～99人	100人～	合計	10～29人	30～49人	50～99人	100人～
総 数	621	382	108	80	51	100.0	61.5%	17.4%	12.9%	8.2%
農 業 , 林 業	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—
漁 業	4	4	0	0	0	100.0	100.0%	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—
建設業	75	52	12	10	1	100.0	69.3%	16.0%	13.3%	1.3%
製造業	67	35	11	17	4	100.0	52.2%	16.4%	25.4%	6.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0	0	0	100.0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
情報通信業	8	5	0	2	1	100.0	62.5%	0.0%	25.0%	12.5%
運輸業, 郵便業	33	16	5	6	6	100.0	48.5%	15.2%	18.2%	18.2%
卸売業・小売業	92	63	16	6	7	100.0	68.5%	17.4%	6.5%	7.6%
金融業・保険業	17	11	3	3	0	100.0	64.7%	17.6%	17.6%	0.0%
不動産業, 物品賃貸業	1	1	0	0	0	100.0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
学術研究, 専門・技術サービス業	15	8	5	0	2	100.0	53.3%	33.3%	0.0%	13.3%
宿泊業, 飲食サービス業	36	16	13	3	4	100.0	44.4%	36.1%	8.3%	11.1%
生活関連サービス業・娯楽業	11	9	1	1	0	100.0	81.8%	9.1%	9.1%	0.0%
教育・学習支援業	45	24	13	6	2	100.0	53.3%	28.9%	13.3%	4.4%
医療・福祉	155	104	23	11	17	100.0	67.1%	14.8%	7.1%	11.0%
複合サービス事業	5	3	0	1	1	100.0	60.0%	0.0%	20.0%	20.0%
サービス業(他に分類されないもの)	56	30	6	14	6	100.0	53.6%	10.7%	25.0%	10.7%
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%					
農 業 , 林 業	—	—	—	—	—					
漁 業	0.6%	1.0%	—	—	—					
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—	—					
建設業	12.1%	13.6%	11.1%	12.5%	2.0%					
製造業	10.8%	9.2%	10.2%	21.3%	7.8%					
電気・ガス・熱供給・水道業	0.2%	0.3%	—	—	—					
情報通信業	1.3%	1.3%	—	2.5%	2.0%					
運輸業, 郵便業	5.3%	4.2%	4.6%	7.5%	11.8%					
卸売業・小売業	14.8%	16.5%	14.8%	7.5%	13.7%					
金融業・保険業	2.7%	2.9%	2.8%	3.8%	—					
不動産業, 物品賃貸業	0.2%	0.3%	—	—	—					
学術研究, 専門・技術サービス業	2.4%	2.1%	4.6%	—	3.9%					
宿泊業, 飲食サービス業	5.8%	4.2%	12.0%	3.8%	7.8%					
生活関連サービス業・娯楽業	1.8%	2.4%	0.9%	1.3%	—					
教育・学習支援業	7.2%	6.3%	12.0%	7.5%	3.9%					
医療・福祉	25.0%	27.2%	21.3%	13.8%	33.3%					
複合サービス事業	0.8%	0.8%	—	1.3%	2.0%					
サービス業(他に分類されないもの)	9.0%	7.9%	5.6%	17.5%	11.8%					

### ○従業員 10 人未満事業所

当初, 調査対象として 1,000 事業所を抽出し, 調査票を郵送したが, 従業員が 10 人以上となっていた事業所や移転した事業所等があったため, これらを除外した 957 事業所を実質の調査対象とし, このうち 200 事業所から有効回答を得た。

回答状況は次表のとおりである。

抽出事業所数 (郵送件数) (A)	対象外事業所数 (B)	実質対象事業所数 (C) = (A) - (B)	有効回答事業所数 (D)	回答率 (D) ÷ (C) × 100
1,000	43	957	200	20.9

## 8 用語の説明

---

本調査に用いられている主な用語の意味は次のとおりである。

### (1) 正規従業員

常用雇用されている従業員のうち、雇用期間の定めがなく、一般に「正社員」や「正職員」などと区分されている従業員をさす。また、契約社員・臨時・パートタイム・派遣従業員および役員、医師、船員は除くとともに、事業所が本店、本所の場合は、支店、出張所、営業所、出店などは含めない。

### (2) 契約社員・臨時従業員

繁忙期などに期間を定めて雇用され、勤務時間が正規従業員と同じ従業員をいう。パートタイム従業員や派遣従業員は除く。

### (3) パートタイム従業員

1日、1週または1か月の労働時間が正規従業員より短い従業員をいう。

### (4) 労働時間

就業規則などで定められている始業時から終業時までの時間から休憩時間を差し引いた時間をいう。なお、本調査では、事業所内で職種により労働時間が異なる場合は、適用従業員数が最も多いものとする。

### (5) 基本給

従業員個人の属性(年齢、知識、経験、技能)および職務の要求する要素(職務知識、指導、監督責任、業務責任等)によって決定される賃金をいう。従って、年齢や勤続年数、学歴などによる本人給、職能給、役職給、技能給等は含むが、歩合給等の能率給や家族手当、交通費などの生活補助給や時間外手当は含めない。

### (6) 定期昇給

就業規則、労働協約、内規等に定められた賃金の定期的増額をいう。

### (7) ベースアップ

労働組合の賃金引き上げ要求や、労働の評価基準の引き上げなどによる従業員全員の給与水準の上昇改善をいう。

## II 調査結果【従業員 10 人以上事業所】

### 1 従業員の構成

本調査の集計対象となった 621 事業所の全従業員数は 26,151 人でこのうち正規従業員が 16,218 人と全体の 62.0%を占めており、次いでパートタイム従業員が 6,823 人で 26.1%、契約社員・臨時従業員が 3,110 人で 11.9%となっている。

産業別では、医療・福祉が 8,009 人と最も多く、次いで卸売業・小売業が 3,194 人となっている。

正規従業員では医療・福祉が 5,522 人、契約社員・臨時従業員も医療・福祉が 976 人と最も多く、パートタイム従業員では卸売業・小売業が 1,631 人と最も多くなっている。

(表 1)

表 1 従業員の構成

区 分		単位:人, %			
		従業員数	正規従業員	契約社員・ 臨時従業員	パートタイム 従業員
総	数	26,151	16,218	3,110	6,823
農 業 , 林 業		0	0	0	0
漁 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業		85	67	12	6
建 設 業		0	0	0	0
製 造 業		2,196	1,840	305	51
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		3,016	1,784	432	800
情 報 通 信 業		14	3	8	3
運 輸 業 , 郵 便 業		309	114	5	190
卸 売 業 ・ 小 売 業		1,871	1,404	312	155
金 融 業 ・ 保 険 業		3,194	1,327	236	1,631
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		514	454	29	31
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		29	26	0	3
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業		639	432	88	119
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業		1,602	522	68	1,012
教 育 ・ 学 習 支 援 業		232	141	24	67
医 療 ・ 福 祉 社		1,617	996	224	397
複 合 サ ー ビ ス 事 業		8,009	5,522	976	1,511
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)		252	168	42	42
		2,572	1,418	349	805
	総 数	100.0	62.0%	11.9%	26.1%
正規, 契約・ 臨時, パート タイム 従業員 の構成 比	農 業 , 林 業	—	—	—	—
	漁 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	78.8%	14.1%	7.1%
	建 設 業	—	—	—	—
	製 造 業	100.0	83.8%	13.9%	2.3%
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	59.2%	14.3%	26.5%
	情 報 通 信 業	100.0	21.4%	57.1%	21.4%
	運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	36.9%	1.6%	61.5%
	卸 売 業 ・ 小 売 業	100.0	75.0%	16.7%	8.3%
	金 融 業 ・ 保 険 業	100.0	41.5%	7.4%	51.1%
	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	88.3%	5.6%	6.0%
	学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	89.7%	0.0%	10.3%
	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	67.6%	13.8%	18.6%
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	100.0	32.6%	4.2%	63.2%
	教 育 ・ 学 習 支 援 業	100.0	60.8%	10.3%	28.9%
	医 療 ・ 福 祉 社	100.0	61.6%	13.9%	24.6%
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	68.9%	12.2%	18.9%	
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	66.7%	16.7%	16.7%	
		100.0	55.1%	13.6%	31.3%

## 2 正規従業員

### (1) 正規従業員構成

正規従業員数は、16,218人で、1事業所当たりの平均人数は26人となっている。また、産業別では、1事業所あたり最も正規従業員が多いのは、運輸業、郵便業で43人、次いで医療・福祉の36人となっている。

男女別の構成比では、男性57.0%、女性43.0%となっている。

(表2, 別表1・2-P24・25)

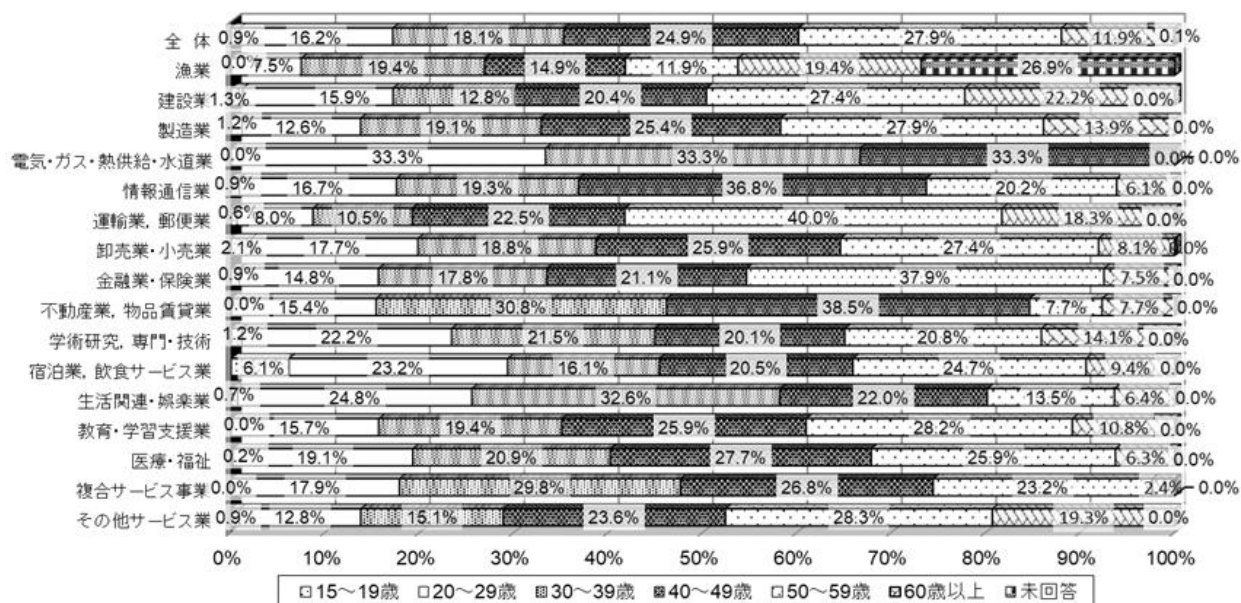
表2 正規従業員の構成

区 分	事業所数	正規従業員数		1事業所 平均従業員	男女別の構成比		
		件	人		%	男性	女性
						%	%
総 数	621	16,218	100.0	26	57.0	43.0	
農 業 , 林 業	0	0	0.0	—	—	—	
漁 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	4	67	0.4	17	92.5%	7.5%	
建 設 業	0	0	0.0	—	—	—	
製 造 業	75	1,840	11.3	25	90.1%	9.9%	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	67	1,784	11.0	27	63.8%	36.2%	
情 報 通 信 業	1	3	0.0	3	100.0%	0.0%	
運 輸 業 , 郵 便 業	8	114	0.7	14	71.1%	28.9%	
卸 売 業 ・ 小 売 業	33	1,404	8.7	43	84.9%	15.1%	
金 融 業 ・ 保 険 業	92	1,327	8.2	14	70.9%	29.1%	
不 動 産 業 , 物 品 質 貸 業	17	454	2.8	27	46.0%	54.0%	
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	1	26	0.2	26	65.4%	34.6%	
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	15	432	2.7	29	59.5%	40.5%	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	36	522	3.2	15	56.5%	43.5%	
教 育 ・ 学 習 支 援 業	11	141	0.9	13	46.8%	53.2%	
医 療 ・ 福 祉	45	996	6.1	22	45.3%	54.7%	
複 合 サ ー ビ ス 事 業	155	5,522	34.0	36	30.5%	69.5%	
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	5	168	1.0	34	72.0%	28.0%	
	56	1,418	8.7	25	75.1%	24.9%	

正規従業員の年齢別構成では、50代が27.9%と最も多く、次いで40代の24.9%、30代の18.1%と続いている。

(図1, 別表1・2-P24・25)

図1 正規従業員の年齢別構成



(2) 労働時間・休日

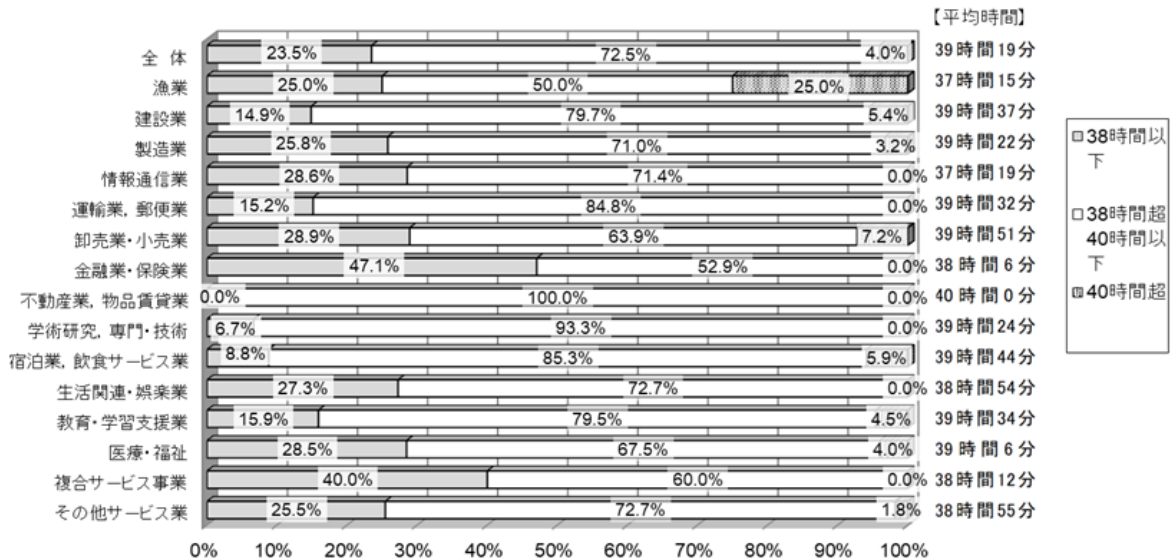
① 労働時間

1週の所定労働時間の平均は、39時間19分となっている。

産業別では、不動産業、物品賃貸業が40時間00分と最も長く、次は卸売業・小売業が39時間51分、宿泊業、飲食サービス業が39時間44分となっている。

(図2, 別表3-P26)

図2 1週の労働時間



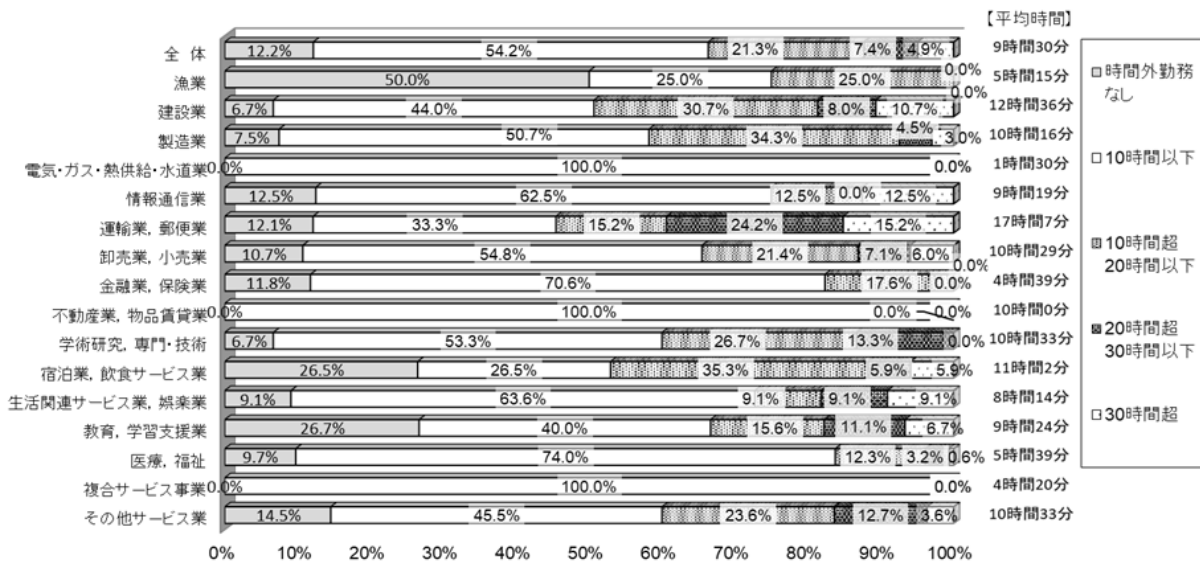
② 時間外労働時間

時間外勤務のあった事業所は全体の87.8%となっている。

また、1人あたりの1か月の平均時間外労働時間は、9時間30分となっている。

(図3, 別表4-P26)

図3 1か月の時間外労働時間



③ 週休2日制

週休2日制を実施している事業所は全体の65.8%となっている。(別表5-P27)

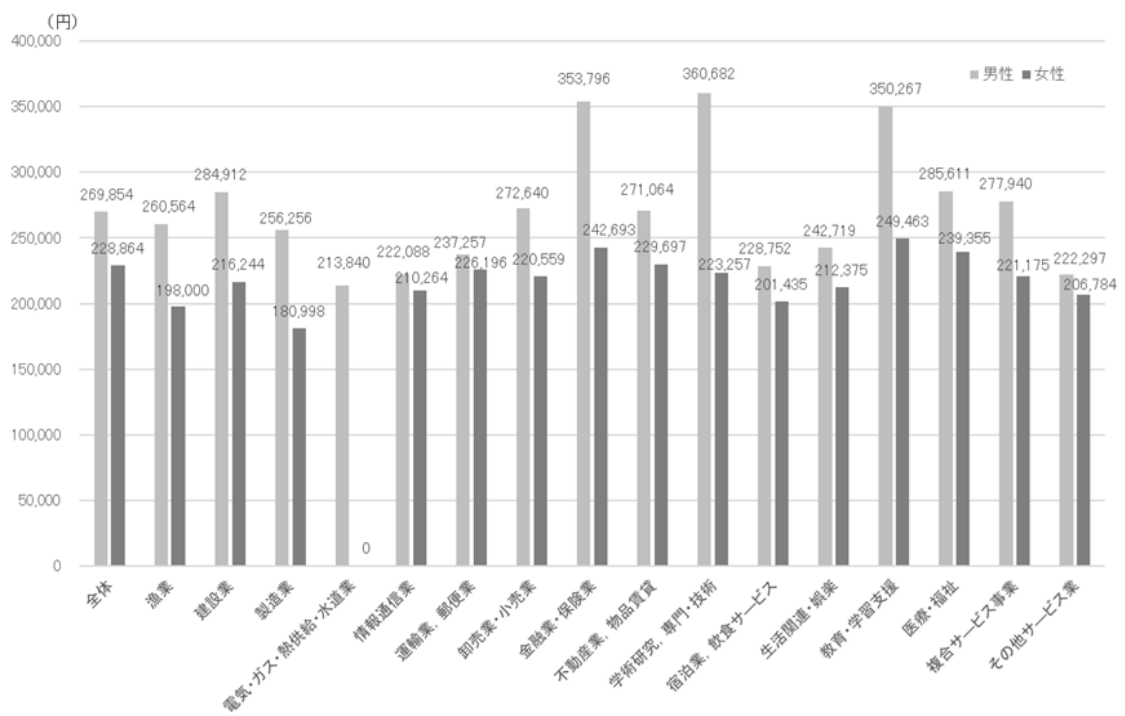
(3) 賃金

① 基本給

基本給の総平均額は、男性269,854円、女性228,864円となっている。

(図4, 別表6-P27)

図4 平均基本給額



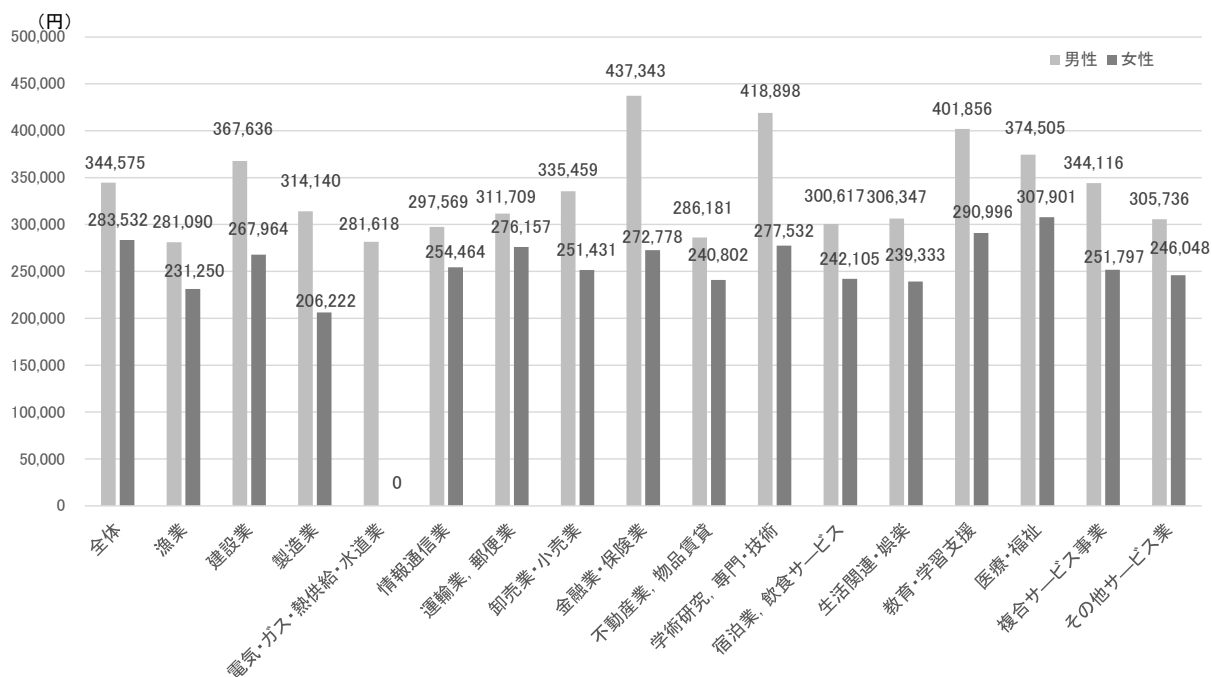
## ② 基本給＋諸手当

基本給と諸手当の合計額の総平均額は、男性 344,575 円、女性 283,532 円となっている。

産業別では、男性は金融業・保険業が最も高く 437,343 円、女性は医療・福祉が最も高く 307,901 円となっている。

(図 5, 別表 7-P 28)

図 5 平均基本給額＋諸手当

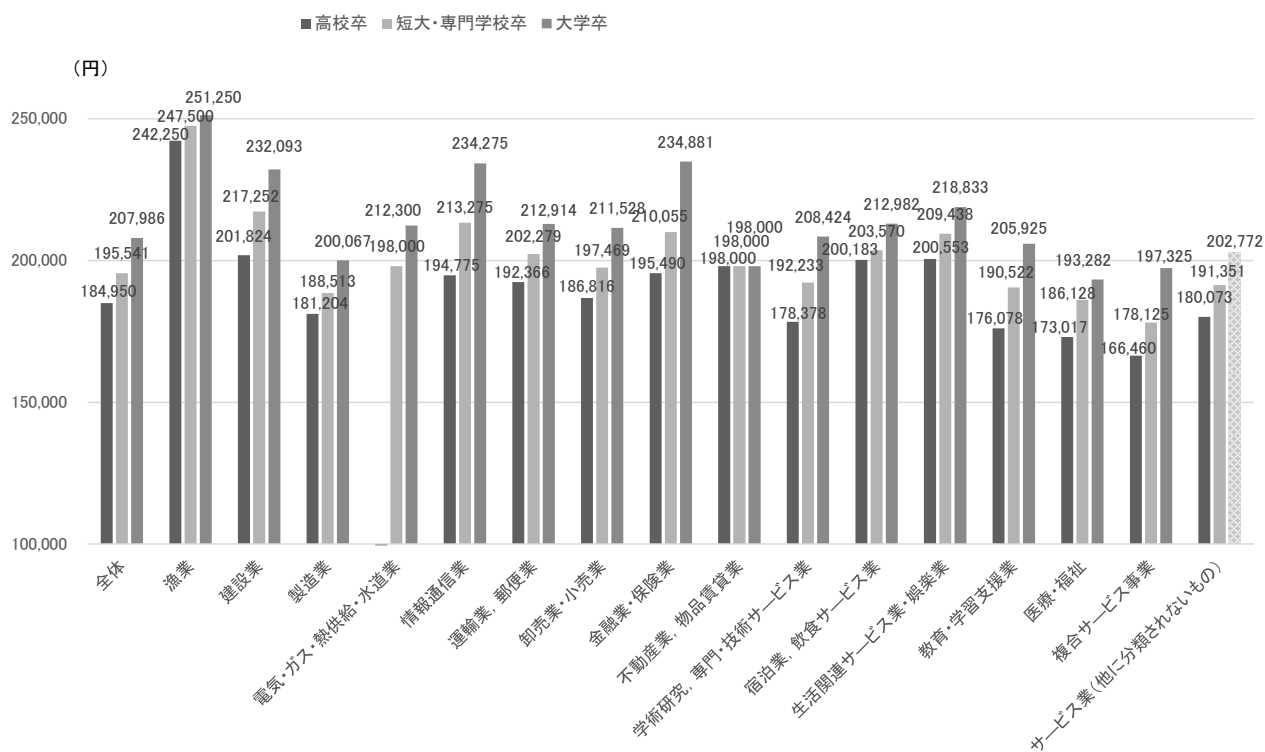


### ③ 新規学卒者の初任給

新規学卒者の初任給の総平均額は、高校卒が 184,950 円、短大・専門学校卒が 195,541 円、大学卒が 207,986 円となっている。

(図 6, 別表 8-P 28)

#### 図 6 新規学卒者の初任給



### ④ 定期昇給・ベースアップ

定期昇給を実施した事業所は、全体の 77.0%となっている。

また、ベースアップを実施した事業所は、全体の 59.7%となっている。

(別表 9-P 29)

#### (4) 生活補助給

##### ① 家族手当

家族手当を支給している事業所は、全体の 59.9%となっている。

(図 7, 別表 10-P 29)

##### ② 住宅手当

住宅手当を支給している事業所は、全体の 49.9%となっている。

(図 7, 別表 10-P 29)

##### ③ 通勤手当

通勤手当を支給している事業所は、全体の 92.1%となっている。

(図 7, 別表 11-P 30)

##### ④ 燃料手当

燃料手当を支給している事業所は、全体の 49.2%となっている。

(図 7, 別表 11-P 30)

##### ⑤ 夏季手当

夏季手当を支給している事業所は、全体の 81.3%となっている。

(図 7, 別表 12-P 30)

##### ⑥ 年末手当

年末手当を支給している事業所は、全体の 79.8%となっている。

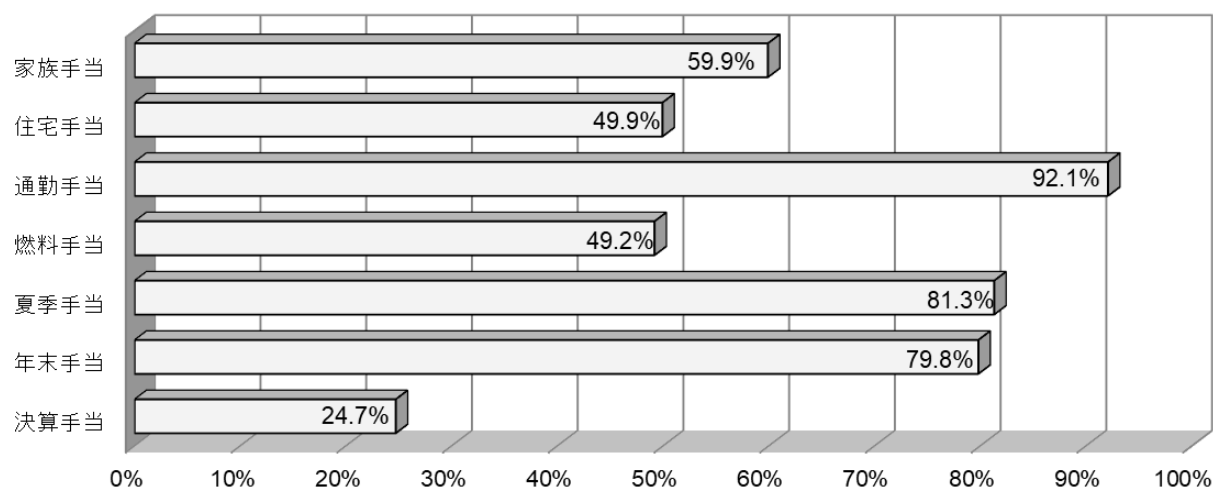
(図 7, 別表 13-P 31)

##### ⑦ 決算手当

決算手当を支給している事業所は、全体の 24.7%となっている。

(図 7, 別表 14-P 31)

図 7 生活補助給・諸手当を支給している割合



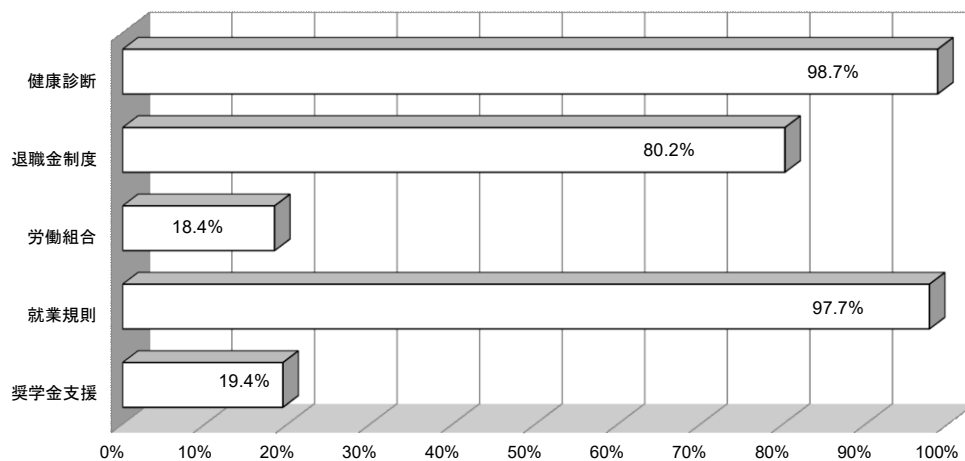
### (5) 諸制度実施状況

諸制度を実施している事業所の割合は、健康診断 98.7%、退職金制度 80.2%、就業規則 97.7%となっている。

また、労働組合のある事業所は 18.4%、奨学金支援のある事業所は 19.4%となっている。

(図 8, 別表 15-P 32)

図 8 諸制度がある割合



### (6) 高年齢者雇用安定法の取り組みについて

高年齢者雇用安定法の取組みについては、「継続雇用制度の導入」が 70.1%で、「定年を 65 歳または 65 歳以上に引き上げ」が 22.5%、「定年制度の廃止」が 7.4%となっている。

(別表 16-P 32)

## (7) 労働力

### ① 新規学卒者等の採用状況

新規学卒者を採用した事業所は、20.1%となっている。

採用総数は358人で、卒業した学校の種別では、短大・専門学校卒が159人で最も多く、次いで高校卒113人、大学卒86人の順となっている。

高校卒は宿泊業、飲食サービス業、短大・専門学校卒と大学卒は医療・福祉での採用が最も多くなっている。

新規学卒者以外を採用した事業所は全体の57.5%で、採用総数は1,408人となっている。

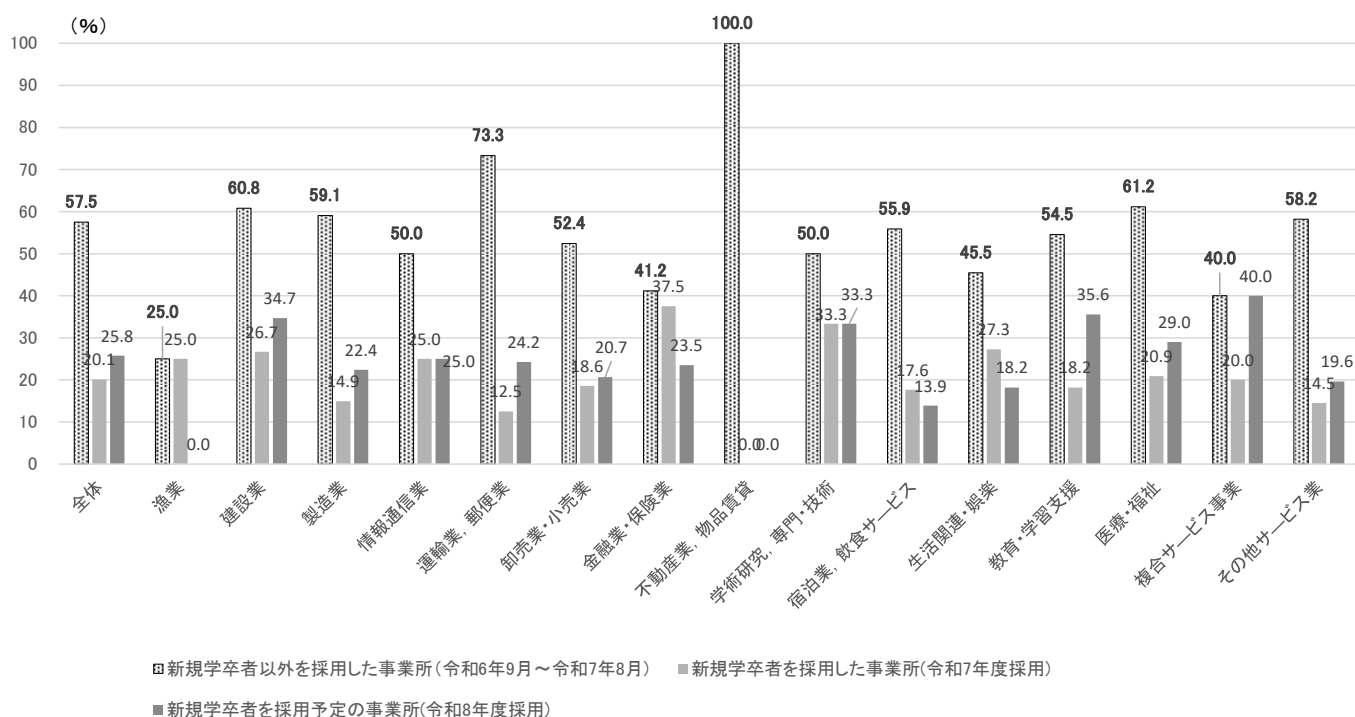
また、新規学卒者を採用しなかった理由では、「現員で充足している」が最も多くなっている。

令和8年度に新規学卒者を採用する予定のある事業所は、全体の25.8%となっており、採用予定数は、高校卒が213人、短大・専門学校卒が228人、大学卒が121人となっている。

令和4年4月以降に採用した新規学卒者数は1,089人でこのうち令和7年3月までの離職者数は228人となっており、新規学卒者の採用後3年以内の離職率は20.9%となっている。

(図9, 別表17~20-P33~34)

図9 採用状況



② インターンシップ制度を通じた学生の受け入れ状況

インターンシップ制度を通じて学生を受け入れた事業所は、全体の 16.7%となっており、受け入れ実績は、高校が 313 人、短大・専門学校が 119 人、大学が 70 人となっている。

受け入れに関する意向では、「受け入れ可能」の回答が 24.7%で、「条件次第では受け入れ可能」が 37.0%、「受け入れ不可」が 38.3%となっている。また、受け入れ目的では、「新卒者の採用確保」が最も多くなっている。

(別表 21・22－ P 35)

③ 現在の労働力と今後の人材確保の対応策

現在の労働力については、「充足している」の回答が 43.9%、「不足している」55.0%、「過剰気味」1.2%となっている。

また、今後の人材確保の対応策については、「正規雇用を増やす」が 63.6%で最も高く、次いで「非正規雇用を増やす」が 12.7%となっている。

(別表 23－ P 36)

④ 非正規従業員から正規従業員への転換実績

非正規従業員から正規従業員への転換実績のある事業所は、24.7%となっている。また、転換実績はないが検討予定は、27.8%となっている。

(別表 24－ P 37)

### 3 契約社員・臨時従業員

---

#### (1) 契約社員・臨時従業員構成

契約社員・臨時従業員の総数は 3,110 人で、年齢別の構成比では、60 歳以上が最も高く 42.5%，次いで 50 代が 20.2%，40 代が 15.0%などとなっている。

男女別では、男性 47.4%，女性 52.6%となっている。

契約社員・臨時従業員のうち障がい者の割合は 1.8%となっている。

(別表 25・26－P 38・39)

#### (2) 雇用契約期間

雇用契約期間は、「3 年超」の回答が 35.8%と最も多く、次いで「1 年」が 28.8%などとなっている。

(別表 27－P 40)

#### (3) 賃金(日額)

1 日当たりの平均賃金は 10,342 円で、産業別では、情報通信業の 13,913 円が最も高く、製造業の 9,197 円が最も低くなっている。

(別表 28－P 40)

#### (4) 仕事の内容

仕事の内容は、「正規従業員と同じ」の回答が 56.0%，「正規従業員の補助」が 37.5%，「独立した仕事」が 6.5%となっている。

(別表 29－P 41)

#### (5) 労働契約

労働契約の締結方法は、「文書で結ぶ」の回答が 96.8%，「口頭で結ぶ」が 2.2%，「特に明示していない」が 1.1%となっている。

(図 10, 別表 29－P 41)

#### (6) 就業規則

就業規則は、「専用の規則がある」の回答が 59.9%，「正規従業員の規則を適用」が 37.5%となっており、就業規則のある事業所はあわせて 97.5%となっている。

(図 10, 別表 29－P 41)

## (7) 諸制度実施状況

諸制度を実施している事業所の割合は、健康保険 95.7%、厚生年金 95.3%、雇用保険 96.8%、労災保険 96.0%、健康診断 96.7%、時間外(超過勤務)手当 93.5%、交通費 90.3%と高くなっているが、退職金は 24.1%と低くなっている。

(図 10, 別表 30-P 41)

図 10 契約社員・臨時従業員の諸制度がある割合



## (8) 正規従業員への転換

契約社員・臨時従業員から正規従業員に転換する制度は、「制度あり」が 69.5%、「制度なし」が 30.5%となっている。

(別表 31-P 42)

## (9) 同一労働同一賃金への対応について

同一労働同一賃金への対応状況については、「対応済み」の回答が 65.1%で、「対応予定」が 11.9%、「該当しない」が 23.0%となっている。

(別表 32-P 42)

## 4 パートタイム従業員

---

### (1) パートタイム従業員構成

パートタイム従業員の総数は、6,823人で、年齢別の構成比では、60歳以上が36.1%と最も高く、次いで50代が20.1%などとなっている。

男女別は、男性27.2%、女性72.8%となっている。

パートタイム従業員のうち、障がい者の割合は3.7%となっている。

(別表 33・34－P 43・44)

### (2) 労働時間および労働日数

#### ① 労働時間

1日の平均労働時間は、「4時間以上6時間未満」の回答が37.2%と最も多く、次いで「6時間以上」が36.7%などとなっている。

(別表 35－P 45)

#### ② 労働日数

1週の平均労働日数は、4.2日となっている。

(別表 36－P 45)

### (3) 賃金(平均時間給)

1時間当たりの平均賃金は、1,160円となっている。

(別表 37－P 46)

### (4) 仕事の内容

仕事の内容は、「正規従業員の補助」の回答が57.8%、「正規従業員と同じ」が25.0%、「独立した仕事」が17.2%となっている。

(別表 38－P 46)

### (5) 労働契約

労働契約の締結方法は、「文書で結ぶ」の回答が93.1%、「口頭で結ぶ」が5.1%、「特に明示していない」が1.8%となっている。

(図 11, 別表 38－P 46)

### (6) 就業規則

就業規則は、「専用の規則がある」の回答が64.7%、「正規従業員の規則を適用」が30.2%となっており、就業規則のある事業所はあわせて94.9%となっている。

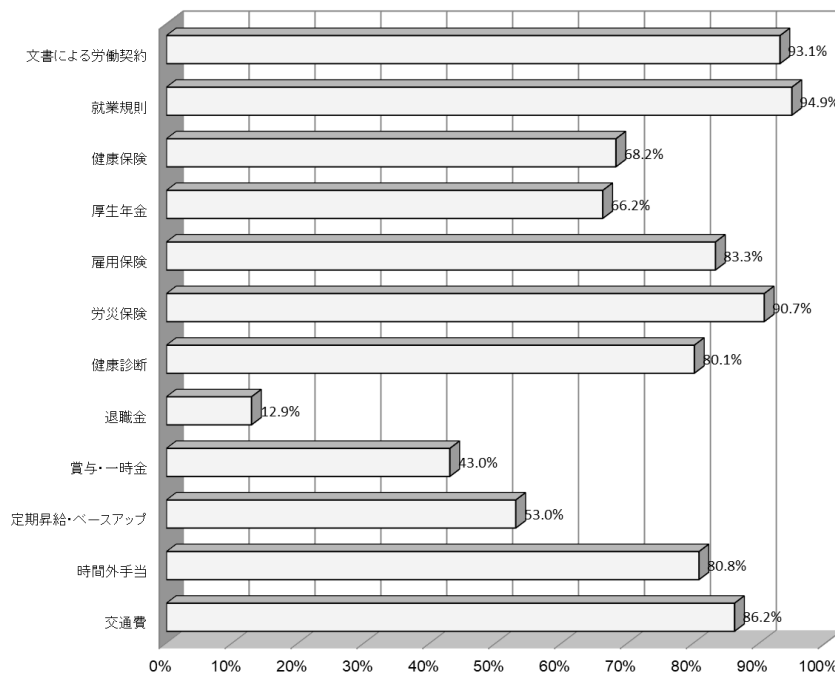
(図 11, 別表 38－P 46)

### (7) 諸制度実施状況

諸制度を実施している事業所の割合は、健康保険 68.2%，厚生年金 66.2%，雇用保険 83.3%，労災保険 90.7%，健康診断 80.1%，退職金制度 12.9%，賞与・一時金 43.0%，定期昇給・ベースアップ 53.0%，時間外(超過勤務)手当 80.8%，交通費 86.2%となっている。

(図 11，別表 39－P 47)

図 1 1 パートタイム従業員の諸制度がある割合



### (8) 正規従業員への転換

パートタイム従業員から正規従業員に転換する制度は、「制度あり」が 62.6%，「制度なし」が 37.4%となっている。

(別表 40－P 48)

### (9) 同一労働同一賃金への対応について

同一労働同一賃金への対応状況については、「対応済み」が 52.8%で、「対応予定」が 12.8%，「該当しない」が 34.4%となっている。

(別表 41－P 48)

## 5 育児休業, 両立支援, 介護休業制度

### (1) 育児休業制度

育児休業制度を就業規則などで定めている事業所は、全体の 85.0%となっている。

育児休業中の賃金の取扱いは、「有給」が 8.1%、「一部有給」が 12.8%、「無給」が 79.1%となっている。

令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの 1 年間に在職中に出産した女性のうち、令和 7 年 8 月 31 日までに育児休業を取得した割合は 93.9%、同じく配偶者が出産した男性のうち、育児休業を取得した者の割合は 42.7%となっている。

(別表 42-P 49)

### (2) 介護休業制度

介護休業制度を就業規則などで定めている事業所は、全体の 80.8%となっている。

介護休業中の賃金の取扱いは、「有給」の回答が 8.4%、「一部有給」が 11.2%、「無給」が 80.4%となっている。

過去 1 年間に介護休業を取得した人数は、男性 9 人、女性 26 人、合計で 35 人となっている。

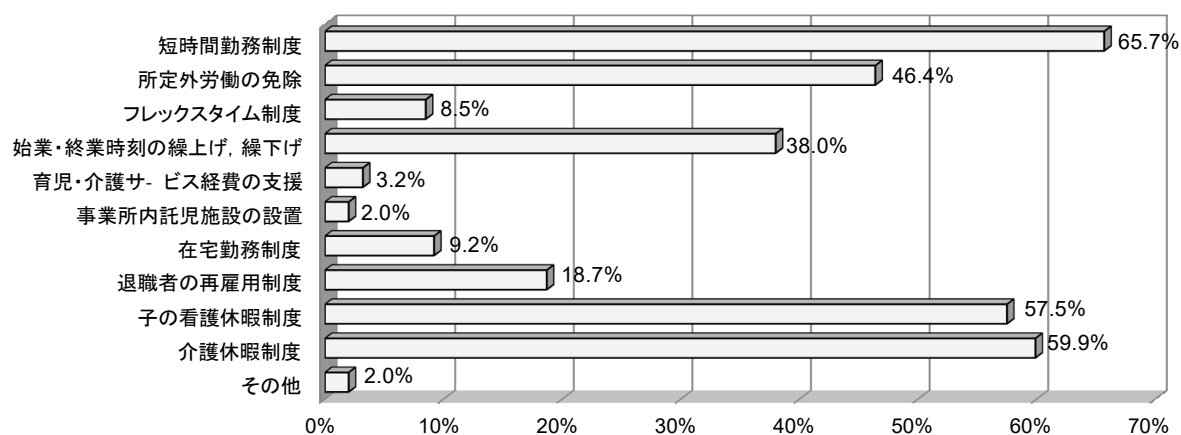
(別表 43-P 49)

### (3) 仕事と子育て・介護の両立支援制度(複数回答)

就業規則などで定めている仕事と子育て・介護の両立支援制度は、「短時間勤務制度」の回答が 65.7%と最も多く、次いで「介護休暇制度」が 59.9%、「子の看護休暇制度」が 57.5%などとなっている。

(図 12, 別表 44-P 50)

図 12 仕事と子育て・介護の両立支援制度



## 6 その他

### (1) 障がい者の雇用について

#### ① 障がい者の雇用の有無

障がい者の雇用状況について、「現在雇用している」の回答が 25.1%、「現在は雇用していない」が 17.6%、「これまで雇用したことはない」が 57.3%となっている。

(図 13, 別表 45-P 51)

#### ② 雇用している障がい者の種別

雇用している障がい者の種別は、身体障がい者が 41.6%と最も高く、次いで知的障がい者が 31.6%、精神障がい者が 26.7%となっている。

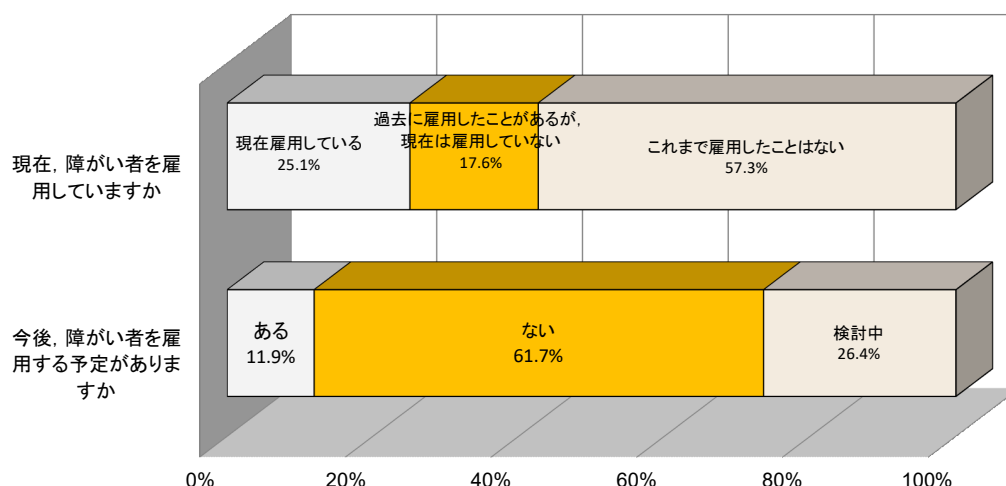
(別表 46-P 51)

#### ③ 障がい者の雇用予定

障がい者の雇用予定がある事業所は、全体の 11.9%となっている。

(図 13, 別表 47-P 52)

図 13 障がい者の雇用, 雇用の予定



#### ④ 障がい者の雇用に係る課題について(複数回答)

障がい者の雇用にあたり、課題となっている項目は、「会社内に適した仕事がない」が 52.4%、「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が 51.9%、「採用時に適性、能力を把握できるか」が 34.4%などとなっている。

(別表 48-P 52)

#### ⑤ 必要なサポート(複数回答)

障がい者雇用を拡大していくために必要なサポートとして、「雇用事例や障害特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供」の回答が 44.0%、「雇用継続のための助成制度の充実」が 39.9%、「雇い入れの際の助成制度の充実」が 39.0%などとなっている。

(別表 49-P 53)

(2) 働き方改革の取り組み内容について(複数回答)

働き方改革への取り組み内容として、「有給休暇消化率の向上」が78.2%と最も高く、次いで「長時間労働の是正」が59.1%、「従業員の生産性の向上」が40.7%となっている。

(別表 50－ P 53)

(3) 外国人の雇用について

① 外国人の雇用の有無と採用方法(複数回答)

外国人を雇用している事業所は、全体の14.8%にあたる90事業所で、雇用総数は618人となっており、在留資格別の構成比では、「技能実習生」が58.1%と最も高く、次いで「特定技能」が18.8%となっている。

また、男女別の構成比では、男性33.5%、女性66.5%となっている。

採用方法については、「監理団体を通じて」が35.5%、「自社で募集」が26.2%となっている。

(図 14, 別表 51～53－ P 54～56)

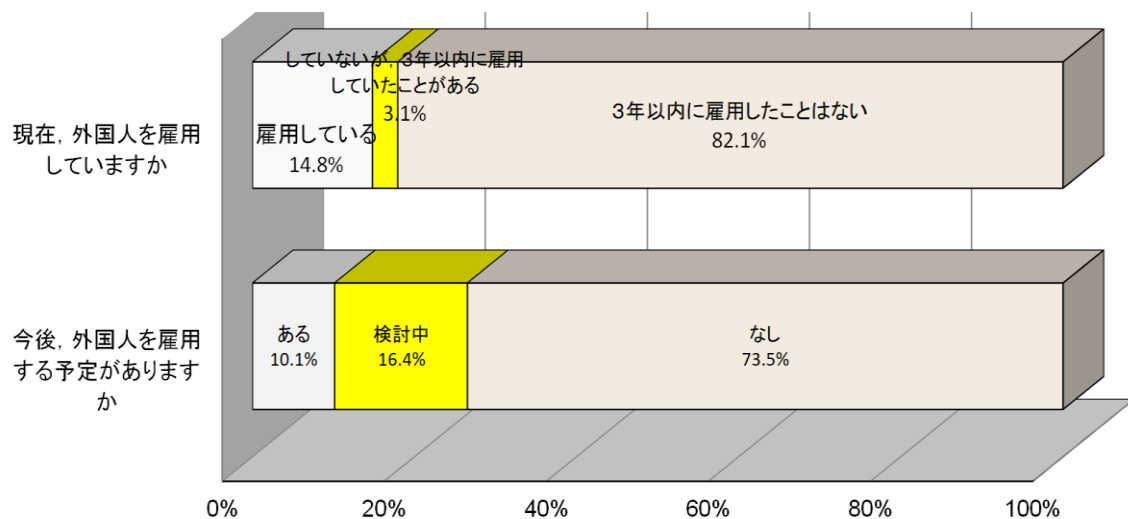
② 外国人の雇用予定と雇用理由(複数回答)

外国人の雇用予定がある事業所は、全体の10.1%にあたる60事業所で、雇用を検討している事業所は16.4%の97事業所となっている。

雇用する理由については、「日本人のみでは人手が不足するため」が66.2%と最も高く、次いで「国籍に関係なく優秀な人材を確保するため」が56.7%、「外国語の使用によるサービス向上のため」および「専門的知識等を有する人材を確保するため」が15.3%となっている。

(図 14, 別表 54・55－ P 56・57)

図 1 4 外国人の雇用, 雇用予定



### ③ 外国人雇用の課題と解決のための支援(複数回答)

外国人を雇用するにあたっての課題として、「言語・他の従業員とのコミュニケーション」が69.9%と最も高く、次いで「生活面のサポート」が40.4%、「宿舍の用意」が37.7%となっている。

支援については、「信頼できる監理団体や人材紹介会社等との相談体制の強化」が58.2%と最も高く、次いで「外国人を雇用している企業の参考事例」が35.5%、「日本語学習機会充実」が32.6%となっている。

(別表 56・57－P 57・58)

### ④ 外国人を採用しない理由(複数回答)

外国人を採用しないと回答した事業所は、全体の73.5%にあたる435事業所で、採用しない理由として、「日本人のみで人手が充足している」が48.1%と最も高く、次いで「言語等のコミュニケーションに不安がある」が45.3%、「研修・教育に時間がかかる」が25.6%、「仕事以外の生活面でのサポートが多い」が19.7%、「宿舍の用意が困難」が19.0%となっている。

(別表 54・58－P 56・58)

### (4) 雇用問題について(複数回答)

雇用に関して、直面している問題や取り組むべきと考える問題については、「人材育成」の回答が63.5%、「従業員の高齢化」が59.5%、「従業員の定着率の向上」が47.7%、「技能の承継」が27.8%などとなっている。

(図 15, 別表 59－P 59)

図 15 雇用問題

